

## 平成 25 年度における地域包括支援センターの公正・中立性の評価結果について

### 1 評価方法等

(1) 評価対象期間

平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月

(2) 評価方法

「広島市地域包括支援センターの公正・中立性の評価基準」(別紙 2)に基づき、各地域包括支援センター(以下「センター」という。)が平成 26 年 6 月に自己評価を行った(別紙 1)。

### 2 評価結果等

自己評価の結果、前回評価(平成 25 年 6 月実施)に引き続き、下表のとおり各評価項目ともにすべてのセンターで基準を達成していた(別紙 1)。

評価項目(評価基準)		達成状況
設置状況	① 他の事業部門と分離できる事務室の配置である。 ② パソコンをパスワード管理等により、他の事業部門が開けないように管理している。	全センターで達成
広報活動	① センターの紹介パンフレット等で、法人の他の事業部門の PR を行っていない。 ② 電話対応時に、法人施設名等を名乗っていない。	全センターで達成
介護予防ケアマネジメント	介護予防訪問介護 正当な理由なく、特定の法人の事業所に偏った介護予防訪問介護の利用をしていない。 (最多法人占有率(※注)が 90%未満)	全センターで達成 (占有率: 7.7%~60.7%)
	介護予防通所介護 正当な理由なく、特定の法人の事業所に偏った介護予防通所介護の利用をしていない。 (最多法人占有率(※注)が 90%未満)	全センターで達成 (占有率: 8.5%~39.3%)

※最多法人占有率: センターで作成した介護予防ケアプランのうち、最も多く利用されている法人の介護予防サービスを位置づけたケアプランが占める割合をいう。

### 3 評価結果を踏まえた今後の対応

センターの公正・中立的な運営が確保されるよう、区健康長寿課による巡回支援や定例会を通じて広報活動や介護予防支援業務の状況を確認するなどの指導を引き続き行う。

### 4 評価結果の公表

広島市のホームページ(地域包括支援センター運営協議会のページ)上で、評価結果(別紙 1)を評価基準(別紙 2)とともに公表する。

**参考：介護予防ケアマネジメントにおいて、特定法人のサービスの利用割合が50%以上のセンターについて**

介護予防ケアマネジメントにおいて特定法人のサービスの利用割合が50%以上のセンターは、下表のとおり介護予防訪問介護が3か所であった。介護予防通所介護については、全センターにおいて50%未満であった。

《介護予防訪問介護》

地域包括支援センター	介護予防ケアプラン総数	利用事業所総数	最も多く利用されている法人のサービス			圏域内事業所数 ( )内は自法人
			件数 ( )内は事業所数	割合 (前回)	法人区分	
1 基町	1,579 件	34 か所	959 件 (1 か所)	60.7% (55.1%)	自	1 か所 (1)
27 白木	532 件	13 か所	291 件 (1 か所)	54.7% (52.8%)	自	1 か所 (1)
36 湯来・砂谷	593 件	7 か所	352 件 (1 か所)	59.4% (57.4%)	他	2 か所 (0)

※法人区分の「自」はセンター設置法人、「他」はセンター設置法人以外の法人

※割合の「前回」は、平成24年4月～平成25年3月の期間についての実績である。

**★ 特定法人のサービスの利用割合が50%以上である理由について**

地域包括支援センター	利用割合が50%以上である主な理由
基町	・担当圏域に当該法人事業所しかなく、当該法人事業所を希望する住民が多い。
白木	・担当圏域に当該法人事業所しかなく、当該法人事業所を希望する住民が多い。
湯来・砂谷	・担当圏域に事業所が2か所しかなく、当該法人事業所を希望する住民が多い。